

諮問日：平成29年5月30日（平成29年度（最情）諮問第20号）

答申日：平成29年9月11日（平成29年度（最情）答申第30号）

件名：現職裁判官全員の性別が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「現職裁判官全員の性別が分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年5月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は、現職裁判官全員の性別が記載された名簿等の一覧性を有する文書と解すべきところ、司法行政事務を処理するに際し、現状において、現職裁判官全員の性別を確認する必要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年5月30日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月30日 審議

④ 同年9月8日

審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出書の文言からすれば、本件開示申出文書は、現職裁判官全員の性別が記載された名簿等の一覧性を有する文書と解される。これを踏まえて検討すれば、司法行政事務を処理するに際し、現状において、現職裁判官全員の性別を確認する必要はないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人